

3年課程と2年課程における合同授業について

令和8年5月28日（木）

厚生労働省医政局看護課

Ministry of Health, Labour and Welfare of Japan

3年課程と2年課程のカリキュラム構成の違い

長野市医師会看護専門学校のカリキュラム構成の違いを説明するために看護課にて作成した。

<https://www.nagano-kango.ac.jp/department/>

3年課程：高校卒業・既卒者

105単位 3015時間

③専門分野 看護の統合と実践：臨床実務基礎（看護管理、医療安全、看護研究、複数受け持ち・グループ演習とOSCE）
臨地実習 計7単位 210時間 3年前期～後期

学びを統合し実践力へとつなぐ

③専門分野 基礎看護学：看護学概論、基礎看護技術、基礎看護学援助論等
地域・在宅・成人・母性・老年・小児・精神看護学概論・援助論Ⅰ～Ⅲ
各領域における臨地実習 計62単位 1935時間 1年前期～2年後期

対象理解と看護実践の方法を学ぶ

②専門基礎分野 人体の構造と機能：解剖生理学
疾病の成り立ちと回復の促進：薬理学等
健康支援と社会保障制度：社会福祉等 計22単位 525時間
1年前期～3年前期

人体・疾患・支援について理解する基盤

①基礎分野 科学的思考の基盤：哲学 論理学等
人間と生活社会の理解：人間関係論 心理学
社会学等 計14単位 345時間 1年前期～2年後期

看護を学ぶための土台を形成

ポイント

- ・ 初学者への基礎教育、演習、実習について、つながりと一貫性をもって教育を提供する
- ・ **各分野での学びは独立ではなく、相互に関連しながら段階的に積み上がる**

2年課程：准看護師資格取得者対象

69単位 2130時間

③専門分野 各領域における臨地実習 計16単位 720時間

基礎看護学：看護学概論、基礎看護技術等
地域・在宅・成人・母性・老年・小児・精神看護学概論・援助論Ⅰ～Ⅱ
2年前期～後期
看護の統合と実践：臨床看護の実際 医療安全 災害看護 看護研究
2年前期～3年後期
計30単位 810時間

対象に応じた看護過程の展開と、根拠に基づく実践を学ぶ
既修経験と新たな学びを統合する

②専門基礎分野 人体の構造と機能：人体の構造・機能から病態へⅠ～Ⅶ 薬理学等
健康支援と社会保障制度：社会福祉と社会保障等 計14単位 330時間
1年前期～2年後期

既修経験を基盤に、病態と治療理解を再整理し、看護実践の根拠を学ぶ

①基礎分野 科学的思考の基盤：哲学 論理学等
人間と生活、社会の理解：人間関係論 心理学
社会学等 計9単位 270時間 1年前期～2年前期

准看護師の経験を土台に看護師としての基盤を整理

ポイント

- ・ 既修経験を踏まえた応用的学習と到達度の評価を行う
- ・ **学びは既修経験を踏まえて再構成され、看護師としての役割・判断・実践を強化しながら積み上がる。**

准看護師としての学修・経験

3年課程と2年課程は入学時のレディネス・教育内容が異なる別課程である

- ・ 出発点異なるため、同一授業でも前提知識・学習ニーズが異なる
- ・ 同じ科目名でも教育内容の重点や授業設計は同一ではない
- ・ 過程によって教育上の目標と内容は異なり、それぞれのアウトカムを保証する必要がある

3年課程と2年課程のシラバス記載内容の違い

長野市医師会看護専門学校のシラバスから同じ科目名の「看護学概論」の記載内容を対比する。

第1看護学科（3年課程）

学科	第1看護学科	授業の方法	講義																																													
分野	専門分野	授業科目	看護学概論																																													
担当者 資格、役職等	専任教員 (臨床経験8年)	履修年次 及び学期	1年次 後期																																													
単位数	1単位	時間数	30時間																																													
授業目標 及び概要	<p>【目標】 成人期にある対象を理解し、対象が健康な生活を送るための看護を学ぶ。</p> <p>【概要】 成人期である自己を理解し、成人期という発達段階の特徴と成人を取り巻く環境について学ぶ。成人期の特徴については「生涯発達」という観点から学習をすすめ、成人期としての特徴を理解し、成人の一般的生活の特徴を生活習慣の視点から学ぶ。</p>																																															
授業計画	<table border="1"> <tr><td>第1回</td><td>成人期にある人の理解</td><td>大人とは</td></tr> <tr><td>第2回</td><td>〃</td><td>各発達段階の特徴</td></tr> <tr><td>第3回</td><td>〃</td><td>各発達段階の特徴</td></tr> <tr><td>第4回</td><td>〃</td><td>成人の生活の場・家族の機能 働き方の多様化</td></tr> <tr><td>第5回</td><td>〃</td><td>大人の学習・エンパワメント</td></tr> <tr><td>第6回</td><td>成人期の健康問題</td><td>職業性疾病・生活習慣病について 生活ストレスと健康障害</td></tr> <tr><td>第7回</td><td>〃</td><td>セクシュアリティ・更年期障害</td></tr> <tr><td>第8回</td><td>病気があるということ</td><td>病みの軌跡</td></tr> <tr><td>第9回</td><td>成人看護に必要な概念</td><td>セルフケア</td></tr> <tr><td>第10回</td><td>〃</td><td>〃</td></tr> <tr><td>第11回</td><td>地域保険について（行政保健師）</td><td></td></tr> <tr><td>第12回</td><td>産業保健について（産業保健師）</td><td></td></tr> <tr><td>第13回</td><td>病気があるということ</td><td>危機・適応</td></tr> <tr><td>第14回</td><td>成人看護に必要な概念</td><td>自己効力・ヘルスプロモーション</td></tr> <tr><td>第15回</td><td>筆記試験</td><td></td></tr> </table>			第1回	成人期にある人の理解	大人とは	第2回	〃	各発達段階の特徴	第3回	〃	各発達段階の特徴	第4回	〃	成人の生活の場・家族の機能 働き方の多様化	第5回	〃	大人の学習・エンパワメント	第6回	成人期の健康問題	職業性疾病・生活習慣病について 生活ストレスと健康障害	第7回	〃	セクシュアリティ・更年期障害	第8回	病気があるということ	病みの軌跡	第9回	成人看護に必要な概念	セルフケア	第10回	〃	〃	第11回	地域保険について（行政保健師）		第12回	産業保健について（産業保健師）		第13回	病気があるということ	危機・適応	第14回	成人看護に必要な概念	自己効力・ヘルスプロモーション	第15回	筆記試験	
第1回	成人期にある人の理解	大人とは																																														
第2回	〃	各発達段階の特徴																																														
第3回	〃	各発達段階の特徴																																														
第4回	〃	成人の生活の場・家族の機能 働き方の多様化																																														
第5回	〃	大人の学習・エンパワメント																																														
第6回	成人期の健康問題	職業性疾病・生活習慣病について 生活ストレスと健康障害																																														
第7回	〃	セクシュアリティ・更年期障害																																														
第8回	病気があるということ	病みの軌跡																																														
第9回	成人看護に必要な概念	セルフケア																																														
第10回	〃	〃																																														
第11回	地域保険について（行政保健師）																																															
第12回	産業保健について（産業保健師）																																															
第13回	病気があるということ	危機・適応																																														
第14回	成人看護に必要な概念	自己効力・ヘルスプロモーション																																														
第15回	筆記試験																																															

第2看護学科（2年課程）

学科	第2看護学科	授業の方法	講義																								
授業科目	看護学概論	担当者 資格・役職等	教務主任（臨床経験12年）																								
開講時期	1年次前期	単位数	1単位																								
			時間数																								
			30時間																								
到達目標 授業の概要	看護学全般に対する学問的基盤の土台を形成するため、「看護とはなにか」について、看護の理念、看護実践の原理と倫理、看護の対象となる人間とその健康、健康障害の経過、看護の提供者である看護職者の教育・制度・組織、看護に対する社会的要請などの多角的な観点から理解する。																										
授業計画	<table border="1"> <tr><td>1. 看護とは（准看護師と看護師の違いから）</td><td>【講義】</td></tr> <tr><td>2. 看護とは（看護の本質・変遷・看護の定義）</td><td>【講義】</td></tr> <tr><td>3～6. 看護とは（看護理論家が提唱する看護について学ぶ、グループ発表を通して学びを共有する）</td><td>【グループワーク・発表】</td></tr> <tr><td>7. 看護の役割と機能・地域で活躍する看護師</td><td>【講義・個人ワーク】</td></tr> <tr><td>8. 看護の対象の理解</td><td>【講義】</td></tr> <tr><td>9. 〃</td><td>【講義】</td></tr> <tr><td>10. 国民の健康状態と生活</td><td>【講義】</td></tr> <tr><td>11. 看護の提供者</td><td>【講義】</td></tr> <tr><td>12. 看護における倫理</td><td>【講義・グループワーク】</td></tr> <tr><td>13. 看護の提供の仕組み 広がる看護の活動領域（国際化と看護）</td><td>【講義】</td></tr> <tr><td>14. 健康障害を持つ人々に共通する経過の特徴</td><td>【講義】</td></tr> <tr><td>15. 試験</td><td></td></tr> </table>			1. 看護とは（准看護師と看護師の違いから）	【講義】	2. 看護とは（看護の本質・変遷・看護の定義）	【講義】	3～6. 看護とは（看護理論家が提唱する看護について学ぶ、グループ発表を通して学びを共有する）	【グループワーク・発表】	7. 看護の役割と機能・地域で活躍する看護師	【講義・個人ワーク】	8. 看護の対象の理解	【講義】	9. 〃	【講義】	10. 国民の健康状態と生活	【講義】	11. 看護の提供者	【講義】	12. 看護における倫理	【講義・グループワーク】	13. 看護の提供の仕組み 広がる看護の活動領域（国際化と看護）	【講義】	14. 健康障害を持つ人々に共通する経過の特徴	【講義】	15. 試験	
1. 看護とは（准看護師と看護師の違いから）	【講義】																										
2. 看護とは（看護の本質・変遷・看護の定義）	【講義】																										
3～6. 看護とは（看護理論家が提唱する看護について学ぶ、グループ発表を通して学びを共有する）	【グループワーク・発表】																										
7. 看護の役割と機能・地域で活躍する看護師	【講義・個人ワーク】																										
8. 看護の対象の理解	【講義】																										
9. 〃	【講義】																										
10. 国民の健康状態と生活	【講義】																										
11. 看護の提供者	【講義】																										
12. 看護における倫理	【講義・グループワーク】																										
13. 看護の提供の仕組み 広がる看護の活動領域（国際化と看護）	【講義】																										
14. 健康障害を持つ人々に共通する経過の特徴	【講義】																										
15. 試験																											
講義履修における授業準備	<p>【予習】 これまでに学習した「看護理論家」について復習を行う。（1時間程度）</p> <p>【復習】 授業を通して「看護とはなにか」について自己の考えを深める。</p>																										

専任教員配置基準について

現行の専任教員配置基準

- 看護師養成所3年課程、看護師養成所2年課程における専任教員の配置基準は、指定規則において以下のよう
に規定されている。

	看護師養成所3年課程	看護師養成所2年課程
専任教員の数	8人以上（看護師）	7人以上（看護師）

専任教員について

- 専任教員については、指定規則において「各教育内容を教授するのに適当な教員」を配置することとしており、
各課程において規定している教育内容を適切に教授する役割を担う。
- なお、「看護師等養成所の運営に関する指導ガイドライン」（平成27年3月31日医政発0331第21号）において、
専任教員の要件については、原則、次のいずれにも該当するものとしている。

- ✓ 保健師、助産師又は看護師として5年以上業務に従事した者
- ✓ 専任教員として必要な研修を修了した者又は看護師の教育に関し、これと同等以上の学識経験を有すると認
められる者

※ただし、保健師、助産師又は看護師として指定規則別表3の専門分野の教育内容（以下「専門領域」という。）のうちの一つの業務に3年以上従事した者で、大学において教育に関する科目を履修して卒業した者又は大学院において教育に関する科目を履修した者は、これにかかわらず専任教員となることができる。

- 看護師3年課程と2年課程では入学要件や教育内容が異なるため、課程ごとに教育が行われており、教室や定
員等についても、看護師3年課程と2年課程で別々に必要とされていることから、専任教員も課程ごとに指定
規則で定められた数の配置が必要となる。

看護師養成所における教員の柔軟な配置について

令和8年3月19日（木）

厚生労働省 医政局看護課

Ministry of Health, Labour and Welfare of Japan

看護教育制度図(概念図)

<令和7年合格者数>
 保健師 7,196人
 助産師 2,027人
 看護師 56,906人
 准看護師 12,574人

保健師・助産師国家試験受験資格

保健師養成所・大学院・大学専攻科・短大専攻科 52校 933人 (1学年定員) 752人 (入学者数)

助産師養成所・大学院・大学専攻科/別科・短大専攻科

141校 1,807人 (1学年定員) 1,585人 (入学者数)

1年
以上

看護師国家試験受験資格

保健師課程

助産師課程

4年制大学

313校
 26,953人 (1学年定員)
 26,871人 (入学者数)

養成期間3年以上の 養成所・短大

535校 27,084人 (1学年定員)
 21,553人 (入学者数)

高校・
 高校専攻科
 5年一貫
 教育校

82校
 4,159人 (1学年定員)
 2,905人 (入学者数)

養成期間2年の
 養成所・短大等

106校 3,796人 (1学年定員)
 2,288人 (入学者数)

2年通信制

15校
 2,780人 (1学年定員)
 1,930人 (入学者数)

3年以上の
 実務経験又は
 高等学校等卒業者

7年以上の
 実務経験

准看護師試験受験資格 (都道府県実施)

准看護師養成所・高校

※養成所は2年、高校は3年
 172校 6,700人 (1学年定員)
 3,603 (入学者数)

高等学校卒業

中学卒業

3年
以上

看護師養成所 3年課程・2年課程の違い

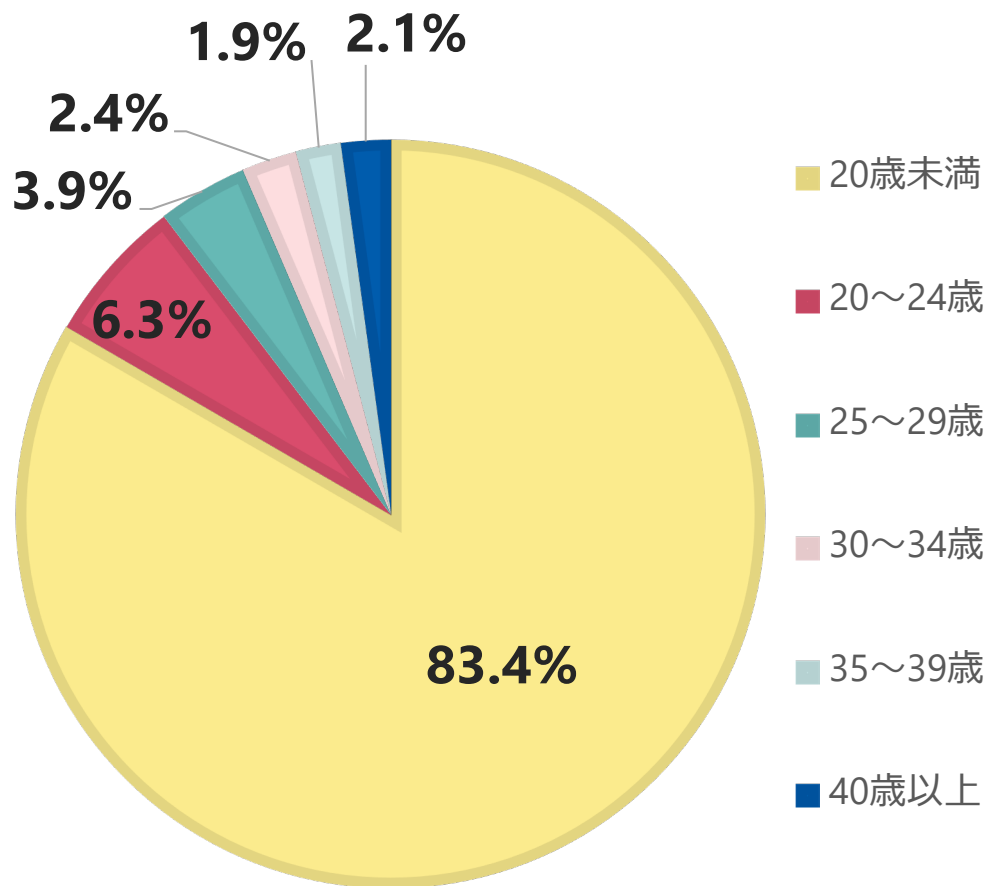
入学要件・教育内容

- 各課程における入学要件と教育の内容（単位数）は、保健師助産師看護師学校養成所指定規則（以下「指定規則」という。）において以下のように規定されている。

	看護師養成所 3年課程	看護師養成所 2年課程
①入学要件	高等学校を卒業した者 （または同等の学力を有する者） 学校教育法第90条第1項に該当する者 =大学に入学することのできる者であり、高等学校若しくは中等教育学校を卒業した者だけでなく、通常の課程による12年の学校教育を修了した者又は文部科学大臣の定めるところにより、これと同等以上の学力があると認められた者	准看護師養成所を卒業し、 准看護師試験に合格し免許を有する者 ・免許を得た3年以上業務に従事している准看護師 ・高等学校若しくは中等教育学校を卒業している准看護師
②単位数	102単位	68単位

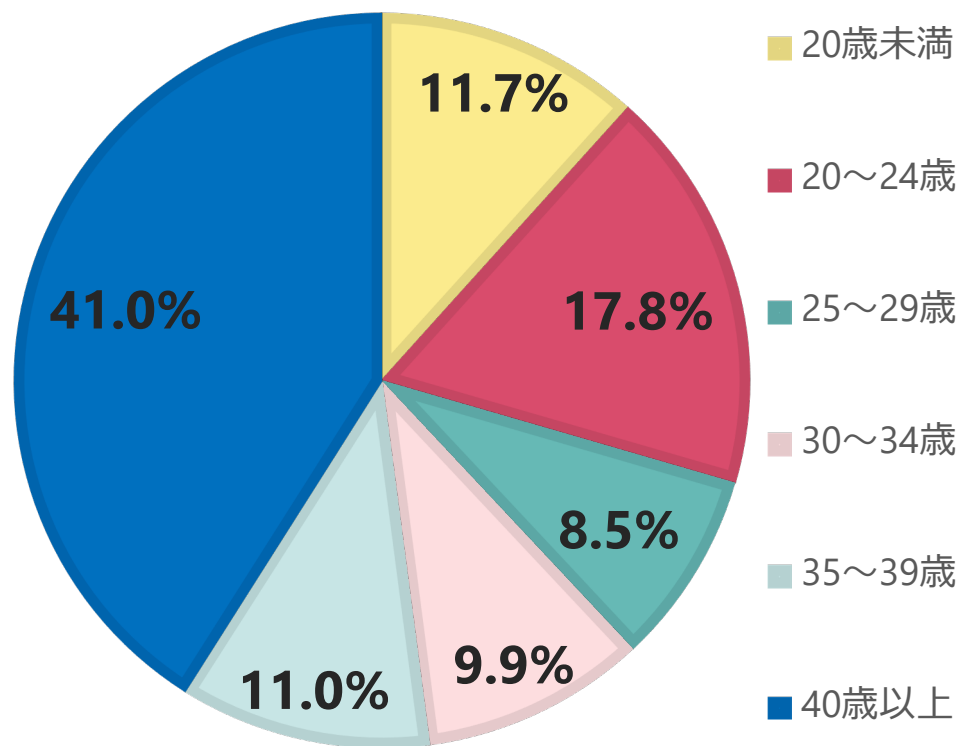
看護師養成所 3年課程・2年課程の 入学者の年齢構成

看護師養成所 3年課程



合計：21,553名

看護師養成所 2年課程



合計：4,218名

① 「専任教員配置基準の弾力化」について

現行の専任教員配置基準

- 看護師養成所3年課程、看護師養成所2年課程における専任教員の配置基準は、指定規則において以下のよう
に規定されている。

	看護師養成所3年課程	看護師養成所2年課程
専任教員の数	8人以上（看護師）	7人以上（看護師）

専任教員について

- 専任教員については、指定規則において「各教育内容を教授するのに適当な教員」を配置することとしており、
各課程において規定している教育内容を適切に教授する役割を担う。
- なお、「看護師等養成所の運営に関する指導ガイドライン」（平成27年3月31日医政発0331第21号）において、
専任教員の要件については、原則、次のいずれにも該当するものとしている。

- ✓ 保健師、助産師又は看護師として5年以上業務に従事した者
- ✓ 専任教員として必要な研修を修了した者又は看護師の教育に関し、これと同等以上の学識経験を有すると認められる者

※ただし、保健師、助産師又は看護師として指定規則別表3の専門分野の教育内容（以下「専門領域」という。）のうちの一つの業務に3年以上従事した者で、大学において教育に関する科目を履修して卒業した者又は大学院において教育に関する科目を履修した者は、これにかかわらず専任教員となることができる。

- 看護師3年課程と2年課程では入学要件や教育内容が異なるため、課程ごとに教育が行われており、教室や定員等についても、看護師3年課程と2年課程で別々に必要とされていることから、専任教員も課程ごとに指定規則で定められた数の配置が必要となる。

② 「課程を超えた合同授業の実施」について

現行の入学要件・教育内容 (※再掲)

- 各課程における入学要件と教育の内容（単位数）は、保健師助産師看護師学校養成所指定規則（以下「指定規則」という。）指定規則において以下のように規定されている。

	看護師養成所3年課程	看護師養成所2年課程
①入学要件	高等学校を卒業した者 （または同等の学力を有する者） 学校教育法第90条第1項に該当する者 =大学に入学することのできる者であり、高等学校若しくは中等教育学校を卒業した者だけでなく、通常の課程による12年の学校教育を修了した者又は文部科学大臣の定めるところにより、これと同等以上の学力があると認められた者	准看護師養成所を卒業し、 准看護師試験に合格し免許を有する者 ・免許を得た3年以上業務に従事している准看護師 ・高等学校若しくは中等教育学校を卒業している准看護師
②単位数	102単位	68単位

② 「課程を超えた合同授業の実施」について

教育内容の差について

- 看護師3年課程と2年課程の入学要件が異なることによって、各課程の学生の「レディネス（Readiness）」（新しい学習や活動を行うために必要な前提知識、経験、心身の準備状態（受け皿））に差が生じる。そのため、各課程で以下のような教育内容の違いが想定される。
 - 看護師2年課程は、学生が准看護師課程や准看護師の業務経験を経ているため、看護技術に関しては既修の部分がある。既修の看護技術等を前提として、准看護師課程では十分に学修していない看護計画の立案や看護技術の根拠を学ぶ。
 - 看護師3年課程は、学生が看護教育の初学者であるため、看護技術やその根拠等をゼロから同時に学ぶ。
- そのため、看護師3年課程と2年課程では、指定規則で規定している教育内容ごとの単位数が異なっており、授業の進度も大きく異なる。

医療機関の業務効率化・職場環境改善の推進に関する方向性について（案）

- 2040年に向けて高齢者人口がピークを迎える中で、生産年齢人口（15歳～64歳人口）はさらに減少していき、医療従事者の確保はますます困難となっていくことが見込まれる。また、こうした人口減少のスピードは、地域によって大きく異なるため、早晚、これまでと同じ医療提供が難しくなる地域も出てくる。
- 政府としては、本年6月には、「新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画2025改訂版」において、サービス業を中心に、人手不足が取り分け深刻と考えられる12業種については、その生産性を向上させる必要性が一層高いとされ、「省力化投資促進プラン（医療分野）」を策定した。
- 2040年に向けて、医療従事者を安定的に確保し、質が高く効率的な医療提供体制を構築するために、医療機関の業務効率化・職場環境改善による生産性向上、タスク・シフト/シェアの推進、地域における医療職種の養成体制の確保や養成課程を含めた環境整備等について、必要な制度的対応を含め、取り組むことが必要である。

1. 医療機関の業務のDX化の推進について

- 既に業務効率化に取り組んできた医療機関がその取組を加速化させるとともに、業務効率化に取り組む医療機関の裾野を広げ、医療界全体の実効ある取組とするため、以下の対応を行う。その際、全ての医療機関が直ちにDX化に対応できるわけではないことを考慮し、拙速な進め方とならないよう、現場の理解を得ながら丁寧に進める。

（国・自治体による支援等）

- これまでの試行的・先進的な取組への支援だけでなく、業務のDX化に取り組む多くの医療機関を支援するため、令和7年度補正予算案において、200億円を計上。
さらに、業務のDX化による効果の発現には一定の期間を要することを踏まえ、継続的な支援の在り方を検討する。
- 業務のDX化を推進するに当たっては、効果等のエビデンスを蓄積することが重要であるため、統一的な基準により、労働時間の変化、医療の質や安全の確保、経営状況に与える影響等に関する必要なデータを医療機関から収集し、分析する。その際、医療機関の負担が過度なものにならないように留意するとともに、できるだけ簡便な形で収集できる方法を検討する。また、医療機関の情報システムと連携できるように、医療情報の標準化に留意しながら進めることが必要。
- こうしたエビデンスの蓄積を行いながら、医療の質や安全の確保と同時に、持続可能な医療提供体制を維持していくことが重要という視点から、業務の効率化を図る場合における診療報酬上求める基準の柔軟化を検討する。
- 医療機関が業務効率化に資する機器やサービスの価格や機能、効果を透明性をもって把握できる仕組みを構築する。また、業務効率化に資する新たな技術開発等を推進する。
- 業務のDX化等の業務効率化に取り組む医療機関の伴走支援のため、都道府県の医療勤務環境改善支援センターの体制拡充・機能強化を図り、医療勤務環境改善支援センターが労務管理等の支援に加え、業務効率化の助言・指導等も行うことを明確化する。地域医療介護総合確保基金を活用した医療勤務環境改善支援センターへの支援をさらに促進するとともに、国から都道府県への技術的助言を行う。

医療機関の業務効率化・職場環境改善の推進に関する方向性について（案）

1. 医療機関の業務のDX化の推進について（前頁の続き）

- 業務効率化・職場環境改善に積極的に取り組むことが、医療従事者の職場定着にプラスとなり、労働市場における医療従事者の確保面でより有利になるよう、計画的に取り組む病院を公的に認定し、対外的にも発信できる仕組みを地域医療介護総合確保法に創設する。認定の仕組みは透明性がある分かりやすいものとし、医療従事者の視点を入れることも検討する。

（医療機関の責務の明確化）

- 医療法上、現在、病院又は診療所の管理者は医療従事者の勤務環境の改善その他の医療従事者の確保に取り組む措置を講ずるよう努めることとなっている。今後は、これらに加え、業務効率化にも取り組むよう努める旨を明確化する。
また、併せて、健保法上の保険医療機関の責務として、業務効率化・勤務環境改善に取り組むよう努める旨を明確化する。

2. タスク・シフト/シェアの推進等、医療従事者の養成体制の確保、医療従事者確保に資する環境整備等について

- 医療機関におけるタスク・シフト/シェアの取組がさらに定着するよう、医療機関が業務のDX化に取り組む際には、併せてタスク・シフト/シェアの実施や業務プロセス自体の見直しを進める。
- 医療関係職種の養成校の定員充足率は近年低下傾向にあり、地域差も大きい状況。今後とも、地域において医療関係職種を安定的に確保できるよう、各地域の人口減少の推移や今後の地域医療構想等を踏まえた各医療関係職種の需給状況を見通しつつ、地域や養成校の実情に応じた、遠隔授業の実施やサテライト化の活用などをはじめ、地域における安定的な養成体制を確保するため国・都道府県等が取り組むべき事項について検討を進める。
- 医療水準を維持しつつ、より少ない人員でも必要な医療が提供できたり、医療関係職種が意欲・能力やライフコースに合わせた働き方・キャリアの選択が可能となって地域において活躍の場が広がることなどにより、若者・社会人にとって医療関係職種がより魅力あるものとなるよう、その養成課程も含めて、例えば以下の対応を行う。
 - ・ 医療関係職種の各資格間において現在でも可能となっている既修単位の履修免除の活用や、養成に係る修業年限の柔軟化など若者・社会人にとっても参入しやすい養成課程とするとともに、医療関係職種の更なる質の向上を図るため、まずは、課題等を把握し、各職種の状況に応じた支援の在り方を検討する。
 - ・ 意欲・能力やライフコースに合わせて、更なるキャリア・スキルの向上を目指す者や、育児・介護等の事情を抱えて働く者への支援や、そうした者が地域や職場でより能力を発揮できる環境整備やセカンドキャリアとして働く上でのマネジメントに関するリカレント教育等の在り方について、具体的に検討を進める。
 - ・ 歯科衛生士・歯科技工士の業務範囲や、歯科技工の場所の在り方については、現在進めているそれぞれの業務のあり方等に関する検討会において具体的に検討を進める。

厚生労働省での取組と今後の対応

厚生労働省での取組

- 全国的な18歳以下人口の減少に伴う看護師養成所の定員充足率の低下や、看護教員の不足等により、看護師養成所の閉校が相次いでいることは、厚生労働省としても認識している。
- 厚生労働省では、多様な背景を持つ学生のニーズにあった魅力的な学習環境の整備、必要な設備購入及び教育現場の人材活用の改善、各教員の授業準備にかかる業務負担の軽減等に資することを目的に、令和8年度予算事業として「人口減少社会の看護師等養成所における遠隔授業推進支援事業」を実施し、今後の持続的な看護人材の確保のための総合的な学生確保策の推進を図っているところ。

厚生労働省での今後の対応

- 「課程を超えた合同授業の実施」については、それぞれの課程において学生の入学要件や教育内容が異なり、その結果、合同授業を受ける学生に学習上の負担が生じること、また、入学要件や教育内容が異なることをフォローする必要がある場合には、教員の負担増となることが懸念されるため、慎重な検討が必要であると考えます。
- 厚生労働省においては、前述の第122回社会保障審議会医療部会（令和7年12月8日）における今後の方向性も踏まえ、養成校で実施される教育の質が保たれつつ、地域における医療関係職種の安定的な養成が進むよう、遠隔授業・サテライト化の活用や専任教員の配置基準の在り方等について検討を進めていく予定である。ご提案の「専任教員配置基準の弾力化」については、厚生労働省における議論の中で検討していくこととしたい。

參考資料

看護師と准看護師の資格および養成制度の違い

看護師と准看護師の資格の違い

	看護師	准看護師
免許の付与	厚生労働大臣	都道府県知事
業務の内容 (法的)	保健師助産師看護師法第5条	保健師助産師看護師法第6条
	「看護師」とは厚生労働大臣の免許を受けて、傷病者若しくはじょく婦に対する療養上の世話又は診療の補助を行うことを業とする者。	「准看護師」とは都道府県知事の免許を受けて、医師、歯科医師又は看護師の指示を受けて、保健師助産師看護師法第5条に規定することを業とする者。

看護師と准看護師の養成制度の違い

		看護師養成所	准看護師養成所
入学要件		高校卒業以上	中学校卒業以上
教育課程	単位・時間数	102単位	1,890時間以上
	修業年限	3年以上	2年以上
修了者が得られる 受験資格		看護師国家試験受験資格	准看護師試験受験資格

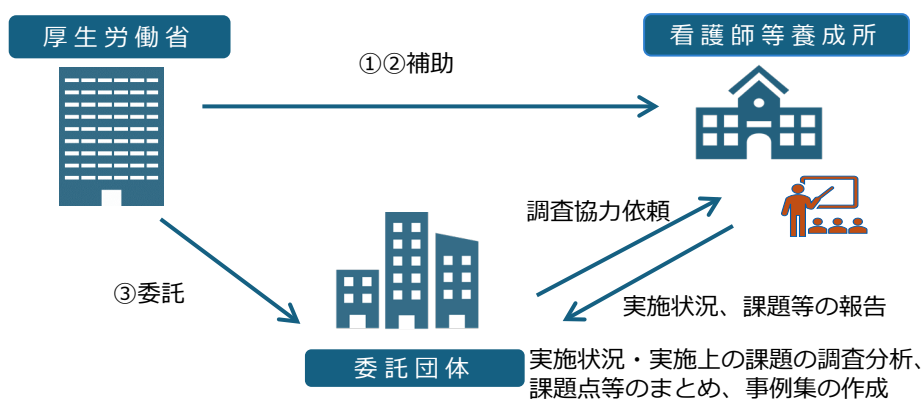
令和8年度当初予算案 87百万円（-） ※（）内は前年度当初予算額

1 事業の目的

- ・少子化に伴う18歳人口の減少により、看護師等養成所（以下「養成所」という。）への入学者数の減少、定員充足率の低下が顕著であり、学生不足が課題となっている。今後の持続的な看護人材の確保のためには、多様な学生のニーズに合った魅力的な学習環境の整備による総合的な学生確保策の推進が必要である。
- ・一方、養成所の安定的な経営や教育の質の維持向上のためには、既存の施設設備及び教員の有効活用を図ることと同時に、各教員の業務負担の軽減を図ることも必要である。
- ・現場からは、遠隔授業の実施や、受講する場としてのサテライト施設の新設を検討している声もあり（令和6年度実施の都道府県を対象としたアンケートでは遠隔授業の実施については7割、サテライト施設設置については3割のニーズがあると回答）、令和6年度実施の一般社会人を対象としたニーズ調査でも、遠隔授業での受講を希望する声も多数聞かれているところ。
- ・本事業は、遠隔授業の推進を図るための養成所の取り組みに対して支援を行い、多様な背景を持つ学生のニーズにあった魅力的な学習環境の整備、既存施設設備及び教員の有効活用、各教員の授業準備にかかる業務負担の軽減等に資することを目的として実施する。

2 事業の概要・スキーム

- ・看護師等養成所（以下「養成所」という。）においては、各養成所の特性に応じ、遠隔授業を実施。そのために必要な ①設備整備費、②養成所間の講義内容の調整等に係る経費を補助。
- ・③各養成所の実施状況や課題について調査・分析し、複数養成所で同一講義を遠隔で提供する場合の課題や実施内容についてとりまとめる。【委託】



【各養成所】 遠隔授業の実施（以下の経費を補助）

- ① 遠隔授業の実施に必要な設備購入や借料（端末購入費、学習支援ツール利用料、サテライト化に伴う設備購入費等）
- ② 養成所間の講義内容の調整等に係る経費（養成所間の講義内容の調整に係る有識者謝金、事務員賃金等）

＜ 遠隔授業のパターン例 ＞（同一設置者であれば都道府県を超えての実施も可能とする）

- A 1つの養成所で実施している講義を、他の複数の養成所に配信し、各学生が同時受講
- B 1つの養成所がサテライト校を新設、もしくは複数養成所を統廃合し一部施設をサテライト化本校で実施している講義を、サテライト施設に配信し学生が同時受講

【委託団体】（以下について委託）

- ③ 各養成所の実施状況・実施上の課題の調査/分析/支援、事例集の作成

3 実施主体等

- ◆実施主体：①②看護師等養成所、③シンクタンク等（委託）
- ◆補助率：定額（10/10相当）

看護師学校養成所（3年課程）における1学年定員数、入学者数及び定員充足率

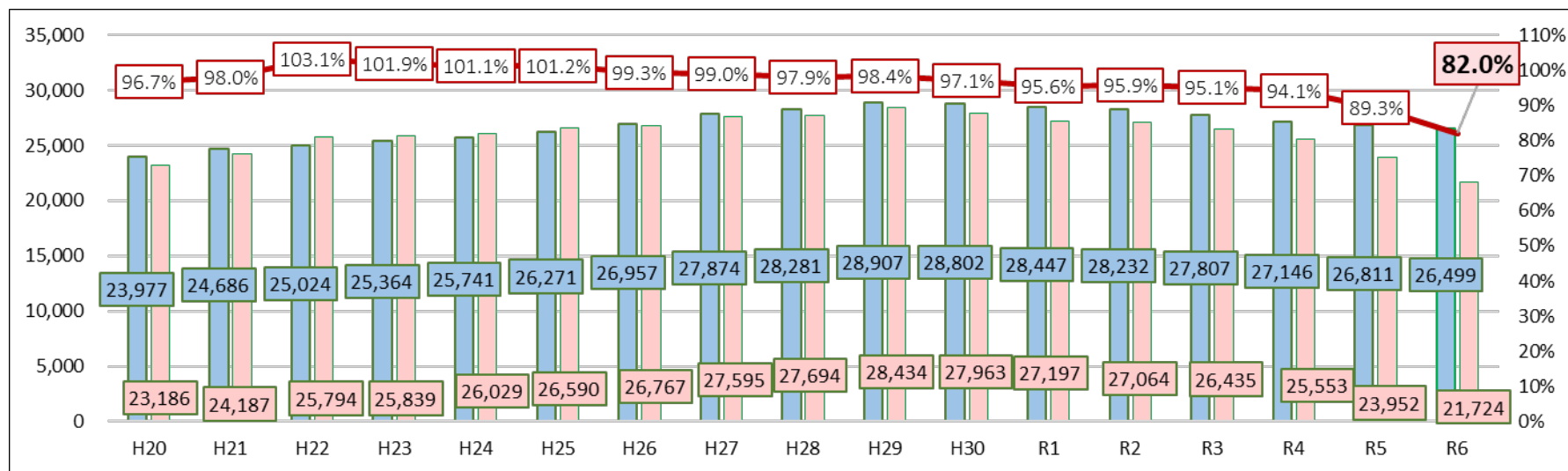
看護師学校養成所(3年課程)の定員充足率は低下傾向であるが、看護師養成所においてより顕著である。

第120回社会保障審議会医療部会

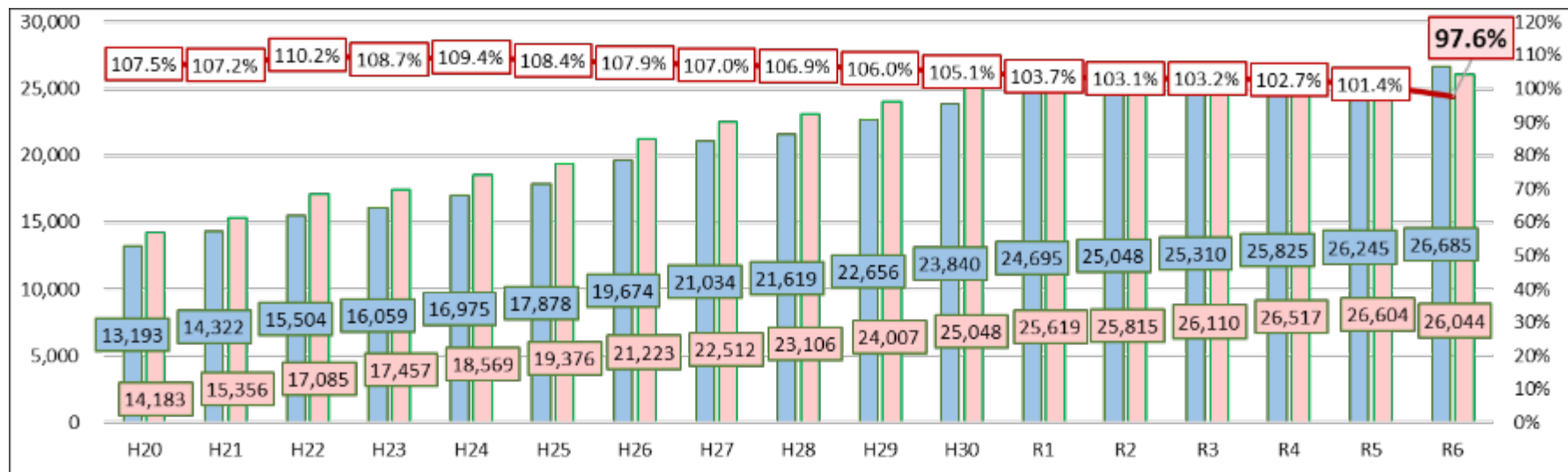
令和7年10月27日

資料1

■ 看護師養成所（3年課程）



■ 大学（3年課程）



看護師養成所（3年課程）の定員数及び施設数

第120回社会保障審議会医療部会

令和7年10月27日 資料1

○ 看護師養成所（3年課程）が存在する都道府県は、令和6年度で47都道府県である。

(人)

2500

2000

1500

1000

500

0

(%)

120.0

100.0

80.0

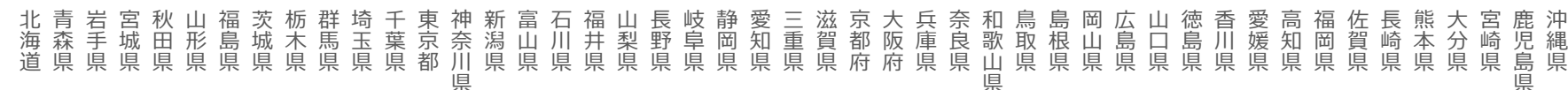
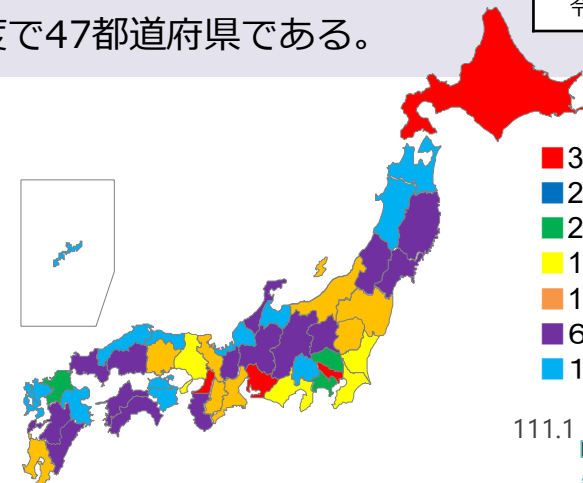
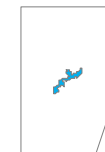
60.0

40.0

20.0

0.0

- 31～35校
- 26～30校
- 21～25校
- 16～20校
- 11～15校
- 6～10校
- 1～5校



養成所数 35 2 7 7 5 6 12 16 11 9 24 16 32 25 15 3 6 4 4 9 6 16 33 11 8 12 35 17 11 6 4 4 13 9 8 2 5 8 6 22 5 4 8 3 8 12 5

■ 入学定員数 ■ 入学者数 ● 充足率